

業務仕様説明書

第 1 業務の名称

本業務は、「むつ小川原開発地区地域エネルギー活用可能性調査」と称する。

第 2 業務の目的

全国有数の再生可能エネルギー集積地であるむつ小川原開発地区における、再生可能エネルギーの地産地消と熱の効率的活用に向けた地域エネルギーの活用可能性を調査するため、以下の業務を委託するものである。

なお、別途県で検討している「あおもりCO₂フリー水素活用構想」との連携に留意すること。

第 3 委託期間

契約締結の日から、平成30年3月30日（金）まで

第 4 業務の内容

以下の項目について業務を行うものとする。

- (1) 電力小売事業可能性調査
 - ・再生可能エネルギー由来電力調達可能性と課題の整理
 - ・想定電力供給先規模試算
 - ・むつ小川原開発地区における電力小売事業モデルの提案
- (2) 熱利用事業可能性調査
 - ・熱利用事業の可能性と課題の整理
 - ・想定熱供給先規模試算
 - ・むつ小川原開発地区における熱利用モデルの提案
- (3) むつ小川原開発地区における地域エネルギー活用モデルの提案
- (4) 上記(1)～(3)のほか、発注者及び受託者が必要と認める業務

第 5 業務の再委託

本業務の全部または主たる部分(本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を第三者に委託または請け負わせることはできない。また、本業務の主たる部分以外について第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に担当課の承認を得たうえでこれを行うこと。ただし、次の場合についてはこの限りではない。

- ①モデル案の企画・作成に向けた合理的な調査実施のため、学術機関、企業等にアドバイザー業務を再委託すること。
- ②会議の議事録作成について、テープ起こし等の専門業者に再委託すること。

第6 業務の履行期限

本業務の履行は、平成30年3月30日（金）までとする。

第7 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、契約締結後速やかに担当課と十分な打ち合わせを行い、作業の順序および方法に関する業務計画書を作成し、担当課に提出すること。

第8 作業方法

委託業務の遂行にあたっては、業務の主要な区切り、および業務完了時等において、担当課と十分に打ち合わせを行うとともに、連絡調整を綿密に行う。また、業務の遂行上、疑義が生じた事項及び当該仕様書に定めのない事項については、その都度協議する。

第9 その他

(1) 留意事項

- ①企画競争の応募に要したあらゆる費用について、主催者である県は一切の費用負担を行わない。
- ②応募の意思がない場合は、応募書類の提出期限までのいずれの時点においても、自由に応募を辞退することができ、主催者は辞退者に対して、今後不利な取扱いを行わないものとする。なお、次に掲げる場合においても、応募を辞退したものとみなす。
 - ア. 意思表示書の提出がなかった場合
 - イ. 提出期限までに応募に係る提出書類の提出がなかった場合
- ③審査結果に影響を与えるよう故意に工作することなどの、適正な審査を妨害する行為があった場合は、その応募者を失格とする。
- ④委託予定業者は、県との契約締結に当たり、正式な見積書を提出するものとするが、応募手続時点の見積書の作成において、過不足なく経費を積算しておくこと。
- ⑤委託事業の実施にあたっては、契約書及び実施要領に従う（法的手続きが必要な場合には、所定の手続きを行う）とともに、定期的に事業の進捗状況を県に報告すること。
- ⑥委託事業の成果等は、原則として青森県に帰属する。

(2) 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報紙等で公開する場合がある。